

秘密表示 (朱印)

部 放 指 示	発 信 用	執 務 用	備 考
主 信	2	0	2
付	アソノ 5-388		
属			

発 送 日 昭和47年11月17日  
 処 理 日  
 発 信 タイプ 夜 査

文書認

公 信 案

(分取)

公 信 第 1876 号 公 信 昭 和 47 年 11 月 16 日  
 番 号 北 日 付

大 臣  
 政 務 次 官  
 事 務 次 官  
 外 務 審 議 官  
 外 務 審 議 官  
 官 房 長

主 管

アジヤ局長  
 前田参事官  
 中江参事官  
 北東アジア課長  
 主席事務官

起案 昭和47年11月7日

起案者 電話番号

衛藤 2416

協 議 先

技術協力一課長

技術協力二課長

受 信 者

在韓国後宮大使

発 信 者

外務大臣

孚 送 付 先

在釜山田村総領事

(希望 発送 日)

月 日

件 名

韓 国 人 原 爆 被 害 者 の 実 態 調 査

並北第1876号

昭和47年11月16日

在大韓民国大使殿

外務大臣

(件名)

韓国人原爆被害者の実態調査

引用公・電信  
日付・番号

貴信 8月11日付政第2872号  
10月12日付政第3574号

1. 従来より韓国在住の原爆被害韓国人  
は、総理への陳情、在韓日本大使館への陳情  
等を通じて在韓被爆者の救済を要請し  
てきており、本年8月8日にも韓国原爆被害  
者援護協会辛泳洙会長の名で田中総理

(※印は文書課記入)

※ 付属添付  付属空便(行)  付属空便(DP)  付属船便(貨)  付属船便(郵)

宛<sup>に</sup>

補償要求、原爆被爆者対策国内法の外国人被

爆者への適用、<sup>韓国人</sup>被爆者センターの設立

支援等と内容とする嘆願書を提出越している。

2. 現在、原爆被爆者<sup>援護</sup>のための国内法

としては「原爆被爆者医療法」(昭和32

年制定、被爆者が今なお置かれている健康上

の特別の状態にかんがみ、国が被爆者に対し

健康診断及び医療を行なうことにより、その健

康の保持及び向上をはかることを目的とする。)

「原爆被爆者特別措置法」(昭和43年制

定、被爆者に対し、特別手当の支給等の措置

を講ずることにより福祉を図ることを目的とする。)

があり、日本国内に居住する被爆者に対し

しては日本人、外国人を問わず適用されている。

たが、上記法律は属地法であるので、外

国に居住する者には適用 [REDACTED] されないものとされている。

また、厚生省によれば、上記二法による援護措置は被害者の特殊な情況（放射線に多量に浴びたという事情）に着眼し、日本国内の福祉の立場から行なっているものであり、国家責任に基づく補償という観点からのものではない。この点において、国家責任の追求という立場から政府の補償を要求する被爆者団体側の主張とは基本的な差異が見られる。

なお、条約上は日韓請求権協定があり同協定第1項により、両国（および国民）間の請求権に関する問題は完全かつ最終的に解決されたこととなることが確認されている。

3. 本問題の経緯は概略上記次第であるが、

本問題は人道上放置し難い問題である

とにかんがみ、厚生省とも協議の結果、  
韓国政府の要請を以て、

医療協力<sup>等</sup>の面では在韓被爆者に対する援助

を行なうべく前向きに検討することとした。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

4. ついては、在韓被爆者援護問題の検

討を行なうにあたって、まず、韓国人原爆

被害者の実態<sup>を把握する</sup> [REDACTED] 必要がある<sup>ので</sup> [REDACTED]

下記事項について関係当局を通じ調査

のうえ結果報告ありたい。

(a) 在韓被爆者の概数

(b) 韓国で現在行なわれている原爆医療  
の実態（専門医療機関、専門医師の  
有無、受療の実態）。

(c) 韓国政府として現在特別の被爆者  
福祉対策を講じているか、およびその  
内容

(d) その他参考事項

なお、国内団体として「韓国の原爆被害  
者と救援する市民の会（会長 本吉義宏氏）  
があり、同会の会報に、韓国被爆者の  
実数等が掲載されているので御参考ま  
で<sup>別添</sup>に送付する。

5. なお、本件は本年8月以降マスコミ

~~次期通洋~~

クローズアップしてきており、~~■~~国会で質

問も予想されるので 念のため申し添える。

本信写送付先 釜山